

平成 26 年 3 月
東京税関業務部

関係各位

通関関係書類の電磁的記録による提出に関する原本提出等の
識別コードの新設に伴う通関手続きの一部改正について

本年3月16日(日)から、通関関係書類に原本を書面により提出又は提示する必要がある書類が含まれる申告については、輸出入許可通知書等の審査区分欄の1桁目に、識別コード「G」、「B」、「C」又は「X」が表示されます。(税関ホームページに掲載)

これに伴い、通関関係書類の電磁的記録による提出に係る通関手続きの運用を別紙のとおり改正し、併せて東京税関のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

「通関関係書類の電磁的記録による提出に関する原本提出等の識別コードの新設について」

○税関ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/news/news/paperless/index.htm>

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る通関手続きについて」

○東京税関ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

【問合せ先】

東京税関業務部

・通関総括第1部門

電話：03-3599-6337

・航空総括部門

電話：03-3599-6524